

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける香川県立中央病院建築工事について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成22年10月22日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 香川県立中央病院建築工事
- 2 工事の場所 高松市朝日町
- 3 工事の概要 病院本館 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 11階建て（塔屋1階）
延べ面積 約44,400㎡
その他附属施設（オイルタンク、マニホール棟、受水槽ポンプ室ほか）
外構工事 一式
- 4 工期 県の指定する日から平成25年3月15日まで
- 5 予定価格 8,599,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 6 落札方式 施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）
施工体制確認型とは、総合評価方式において加算点算出のために行う評価のほか、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査及び評価を行う方式をいう。
- 7 入札手続 この工事は、資料の提出、入札等がかがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行うものである。ただし、電子入札システムにより難しい者は、病院事業管理者の承諾を得て紙入札方式によることができる。
- 8 この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。（数値的判断基準適用なし。）

第2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格を有する者は特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 特定建設工事共同企業体の要件
 - (1) 構成員の数は3者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。
 - (2) 各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。
- 2 特定建設工事共同企業体の構成員の要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
 - (2) 入札参加資格確認申請書提出期限日から落札者決定の日までの間に、香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。イにおいて同じ。）を受け、その結果の通知を受けたもの

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けたもの

3 特定建設工事共同企業体の代表者の要件

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が、入札参加資格確認申請書の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。

(2) 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が22,000㎡以上の病院の用途に供する建築物の建築主体工事（新築、増築又は改築工事に限り。また、平成7年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り。）の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者に限り。）としての施工実績があること。

(3) 次に掲げる要件をすべて満たす技術者（入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限り。）を専任で配置することができること。

ア 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が11,000㎡以上の病院の用途に供する建築物の建築主体工事（新築、増築又は改築工事に限り。また、平成7年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り。）の元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験（工期（工期の終期は工事完成年月日とする。）の2分の1以上従事し、かつ、建築一式工事に係るものに限り。）があること。

イ 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限り。）及び監理技術者講習修了証を有する者で、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

4 特定建設工事共同企業体の構成員①（代表者を除く。）の要件

(1) 3の(1)の総合評定値が950点以上の者であること。

(2) 次のア又はイの施工実績があること。

ア 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ面積が2,200㎡以上の建築主体工事（新築、増築又は改築工事に限り。主要用途が倉庫、その他これに類する建築物の工事を除く。また、平成7年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り。）の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経常建設共同企業体の構成員に限り。）としての施工実績

イ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ面積が22,000㎡以上の建築主体工事（新築、増築又は改築工事に限り。主要用途が倉庫、その他これに類する建築物の工事を除く。また、平成7年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り。）の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が15パーセント以

上の特定建設工事共同企業体の構成員に限る。)としての施工実績

(注) 経常建設共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。

- (3) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。

5 特定建設工事共同企業体の構成員②（代表者を除く。）の要件

- (1) 3の(1)の総合評定値が870点以上の者であること。

- (2) 次のア又はイの施工実績があること。

ア 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ面積が2,200㎡以上の建築主体工事（新築、増築又は改築工事に限る。主要用途が倉庫、その他これに類する建築物の工事を除く。また、平成7年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）の元請業者（共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経常建設共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績

イ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ面積が22,000㎡以上の建築主体工事（新築、増築又は改築工事に限る。主要用途が倉庫、その他これに類する建築物の工事を除く。また、平成7年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が15パーセント以上の特定建設工事共同企業体の構成員に限る。）としての施工実績

(注) 経常建設共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。

- (3) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、入札参加資格確認申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。

第3 入札参加資格の確認申請等

1 入札参加資格の確認申請

- (1) 入札参加希望者は、平成22年11月12日までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）並びに入札参加資格確認資料及び共同企業体協定書の写し（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格があると認められる者に限り入札参加の対象とする。

- (2) 申請書は、電子入札システムにより提出するものとし、その提出に当たっては、共同企業体の代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用し、共同企業体名で行うこととする。ただし、電子入札システムにより難しい者は、病院事業管理者の承諾を得て持参により(7)のウの場所へ提出することができるものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 確認資料は、持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、平成22年11月19日までに、電子入札システムにより通知する。持参により提出した者

については、書面により通知する。

(5) 確認資料に記載すべき事項

ア 第2の3の(2)、第2の4の(2)及び第2の5の(2)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

イ 第2の3の(3)、第2の4の(3)及び第2の5の(3)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

(6) 電子入札システムによる申請書の受付期間

平成22年10月25日午前9時から同年11月12日午後4時までの電子入札システムの稼働時間中とする。

(7) 確認資料の受付（電子入札システムによらない申請書の受付を含む。）

ア 受付期間 平成22年10月25日から同年11月12日までとする。ただし、香川県の休日定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 受付場所 高松市番町4丁目1番10号 香川県病院局県立病院課

電話番号 087-832-3309

(8) 入札参加希望者は、確認資料の提出の際に、共同企業体の構成員から代表者に対し入札、見積り及び契約締結に関する権限等についての委任がなされている旨の委任状を提出すること。

(9) その他

ア 申請書及び確認資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

2 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、病院事業管理者に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を平成22年11月29日までに、1の(7)のイの時間に1の(7)のウの場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(3) 説明を求めた者に対する回答は、平成22年12月6日までに、書面により行う。

第4 設計図書の交付等

1 入札公告、入札説明書等の掲載

(1) 掲載期間 平成22年10月22日から同年12月22日まで

(2) 掲載場所 かがわ電子入札システム 入札情報サービス

https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/

2 設計図書（設計書、図面及び仕様書）の交付

(1) 交付期間 平成22年11月19日から同年12月14日までとする。ただし、休日を除く。

(2) 交付時間 午前9時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 交付場所 高松市多肥上町1251-1（香川県高松土木事務所内）

財団法人香川県建設技術センター 電話番号087-888-6630

(4) 交付申込 入札参加希望者は、設計図書複写申込書により、交付を希望する部数を記入の上、入札参加資格確認資料とともに、提出すること。

(5) 交付方法 設計図書の交付に当たっては、実費を徴収する。入札参加資格を認められた者は、必ず交付期間内に、設計図書の交付を受けること。

(6) 設計図書等の質問

ア 方法 設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムにより行うこと。

ただし、電子入札システムにより難しい者は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により第3の1の(7)のウの場所へ提出することができるものとし、電送によるものは受け付けない。

イ 提出期間 平成22年11月30日17時15分までの電子入札システム稼働時間中とする。(持参により提出する場合は、平成22年11月22日から同月30日までの第3の1の(7)のイの時間とする。ただし、休日を除く。郵便等により提出する場合は、平成22年11月30日までに必着のこと。)

(7) 設計図書等の質問に対する回答

電子入札システムにより、平成22年12月3日から同月22日までの電子入札システム稼働時間中に、本公告を掲示している場所に掲示する。

第5 入札及び開札等

1 入札書の提出方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。なお、入札書提出に当たっては、共同企業体の代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用し、共同企業体名で行うこと。

(2) 紙入札によることについて病院事業管理者の承諾を得た者は、平成22年12月10日午前9時から同月14日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参又は書留郵便により提出すること。ただし、再度の入札は認めないものとする。

2 入札期間 平成22年12月10日午前9時から同月14日午後4時までの電子入札システムの稼働時間中とする。

3 開札の日時 平成22年12月15日午前10時とする。

4 開札の場所 第3の1の(7)のウの場所とする。

第6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第7 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。

2 契約保証金 請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第8 工事費内訳書の提出

1 提出方法

- (1) 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の電子ファイルを入札書に添付して提出するものとする。ただし、病院事業管理者の承諾を得た場合に限り、工事費内訳書を持参により提出することができる。この場合は、平成22年12月10日午前9時から同月14日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参すること。
- (2) 紙入札によることについて病院事業管理者の承諾を得た者は、入札書と併せて工事費内訳書を提出すること。(郵便による入札の場合は、封かんした入札書と同封して送付すること。)
- 2 入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。
- 3 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書のうち「一式当たり内訳書」と同様のものとする。
- 4 提出された工事費内訳書は、返却しない。

第9 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札説明書等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札回数は1回とし、第1の5の金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札は失格とする。

第10 総合評価に関する事項

1 技術提案の評価

(1) 技術提案書の提出

ア 入札者は入札に際し、技術提案書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、病院事業管理者の承諾を得た場合に限り、技術提案書を持参により提出することができる。この場合は、平成22年12月10日午前9時から同月14日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参すること。

イ 紙入札によることについて病院事業管理者の承諾を得た者は、入札書と併せて技術提案書を提出すること。(郵便による入札の場合は、封かんした入札書と同封して送付すること。)

- (2) 入札者が技術提案書を提出しない場合、記名のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合その他その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、落札者となることできない。

- (3) 本工事の技術提案に関する評価項目、評価基準、得点配分等は、以下のとおりとする。

【技術提案評価項目】

①工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項 (150点)

評価細目	評価内容	評価基準	配点	得点
1-1 低層部における鉄筋の加工及び	低層部における鉄筋の加工及び組立精度の確保について、主要な躯体構造の品質を確保する観点か	2つの項目ともに有効な提案がある。		

組立精度の確保	ら、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。		20	
	①継手及び定着の精度を確保するための施工方法について	1つの項目に有効な提案がある。	10	
	②鉄筋のかぶり厚さ及び間隔の精度を確保するための施工方法について ただし、各項目とも提案は1つに限る。	有効な提案がない。	0	/20点
1-2 コンクリートの品質確保	高層部での施工を伴い、かつ、高い強度が求められるコンクリートの品質確保について、主要な躯体構造の品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。	2つの項目ともに有効な提案がある。	20	
	①高層部におけるコンクリートの充てんに関し、その品質を確保するための施工方法について	1つの項目に有効な提案がある。	10	
	②高い強度のコンクリートの運搬並びに打込み及び締固めに関し、その品質を確保するための施工方法について ただし、各項目とも提案は1つに限る。	有効な提案がない。	0	/20点
1-3 マスコンクリート対策	免震層下部におけるマスコンクリートの施工方法等について、主要な躯体構造の品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。	2つの項目ともに有効な提案がある。	20	
	①マスコンクリートの打継ぎ部の品質を確保するための施工方法について	1つの項目に有効な提案がある。	10	
	②マスコンクリートの養生に関し、その品質を確保するための施工	有効な提案がない。		

	方法について ただし、各項目とも提案は1つに限る。		0	/20点
1-4 鉄骨溶接の品質確保(1)	鉄骨溶接の施工に関する品質確保について、主要な躯体構造の品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①優良な溶接技能者の選定・配置について ②溶接着手前及び溶接作業中の試験、計測及び確認方法について ただし、各項目とも提案は1つに限る。	2つの項目ともに有効な提案がある。	20	/20点
		1つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	
1-5 鉄骨溶接の品質確保(2)	鉄骨溶接完了後の確認・試験方法について、主要な躯体構造の品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①溶接完了後の確認方法について ②溶接部の試験方法について ただし、各項目とも提案は1つに限る。	2つの項目ともに有効な提案がある。	20	/20点
		1つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	
1-6 工事現場施工における鉄骨建方精度の確保	工事現場での鉄骨建方精度の確保について、主要な躯体構造の品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①建方等の現場施工の精度を確保するための検査方法について ②建方途中における建方精度を確保するための現場施工の進め方について ただし、各項目とも提案は1つ	2つの項目ともに有効な提案がある。	20	/20点
		1つの項目に有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。		

	に限る。		0	/20点
1-7 屋上防水の品質確保	<p>屋上防水の品質確保について、主要な仕上げの品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。</p> <p>下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①アスファルト防水の防水層下地の施工精度を確保するための施工方法について</p> <p>ただし、提案は1つに限る。</p>	有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	
1-8 外壁の塗りむら防止	<p>外壁の塗りむら防止について、主要な仕上げの品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。</p> <p>下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①仕上げ塗材仕上げの塗りむらを防止するための施工方法について</p> <p>ただし、提案は1つに限る。</p>	有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	
1-9 建具の漏水防止	<p>アルミニウム製建具の取付けに関し、漏水を防止するための施工方法について、主要な仕上げの品質を確保する観点から、有効な対策を評価する。</p> <p>下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①アルミニウム製建具の取付けに関し、漏水を防止するための施工方法について</p> <p>ただし、提案は1つに限る。</p>	有効な提案がある。	10	
		有効な提案がない。	0	

②環境維持・安全対策等、社会的要請に関する事項 (100点)

評価細目	評価内容	評価基準	配点	得点
2-1 安全巡視	<p>工事区域における安全巡視について、有効な対策を評価する。</p> <p>下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p>	有効な提案がある。	10	

	①工事区域における安全巡視について ただし、提案は1つに限る。	有効な提案がない。	0	/10点
2-2 事故・災害を防止するための監視員・誘導員の配置	工事区域における事故・災害を防止するための監視員・誘導員の配置について、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①工事区域における事故・災害を防止するための監視員・誘導員の配置について ただし、提案は1つに限る。	有効な提案がある。	10	/10点
		有効な提案がない。	0	
2-3 周辺交通対策	周辺交通対策について、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①路面の汚損防止、清掃及び周辺道路における歩行者の安全対策について 「路面の汚損防止、清掃」及び「周辺道路における歩行者の安全対策」の2つの細項目について、それぞれ提案は1つに限る。	2つの細項目ともに有効な提案がある。	10	/10点
		2つの細項目のいずれか又は2つの細項目ともに有効な提案がない。	0	
2-4 騒音・振動対策	騒音・振動対策について、周辺住宅や海域の環境を保全する観点から、有効な対策を評価する。 下記の項目について、対策内容を具体的に記載すること。 ①騒音・振動対策のための建設機械の使用及びその他の方法について 「騒音振動対策機械の使用」及び「その他の方法」の2つの細項目について、それぞれ提案は1つに限る。	2つの細項目ともに有効な提案がある。	10	/10点
		2つの細項目のいずれか又は2つの細項目ともに有効な提案がない。	0	
2-5 濁水対策	雨水排水に関する濁水対策について、周辺の公共水路や海域の環	有効な提案がある。		

	<p>境を保全する観点から、有効な対策を評価する。</p> <p>下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①工事期間中の濁水対策について ただし、提案は1つに限る。</p>	<p>有効な提案がない。</p>	10	
			0	/10点
2-6 粉じん対策	<p>粉じん対策について、周辺住宅や海域の環境を保全する観点から、有効な対策を評価する。</p> <p>下記の項目について、対策項目、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①土工事及び車両通行等に伴い生じる粉じん対策について 「土工事に伴い生じる粉じん対策」及び「車両通行等に伴い生じる粉じん対策」の2つの細項目について、それぞれ提案は1つに限る。</p>	<p>2つの細項目ともに有効な提案がある。</p>	10	
		<p>2つの細項目のいずれか又は2つの細項目ともに有効な提案がない。</p>	0	/10点
2-7 工事期間中の工事区域における地球温暖化防止対策（CO2削減等）	<p>当該工事において実施する、地球温暖化防止対策（CO2削減等）の取組みについて評価する。</p> <p>下記の項目について、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①建設機械の選定による地球温暖化防止対策について ②その他の方法による地球温暖化防止対策について ただし、各項目とも提案は1つに限る。</p>	<p>2つの項目ともに有効な提案がある。</p>	10	
		<p>1つの項目に有効な提案がある。</p>	5	
		<p>有効な提案がない。</p>	0	/10点
2-8 工事の周知・広報	<p>当該工事への県民の理解を得るために行う工事の周知・広報の取組みについて評価する。</p> <p>下記の項目について、対策内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。</p> <p>①工事の周知・広報について 対策内容（その1）及び（その</p>	<p>有効な提案が2つある</p>	10	
		<p>有効な提案が1つある。</p>	5	
		<p>有効な提案がない。</p>		

	2) について、それぞれ提案は1つに限る。		0	／10点
2-9 県産品の利用促進	当該工事に関する県産品の利用について評価する。 下記の項目について、利用促進の内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①県産品の利用促進について 利用促進の内容(その1)及び(その2)について、それぞれ提案は1つに限る。	有効な提案が2つある	10	／10点
		有効な提案が1つある。	5	
		有効な提案がない。	0	
2-10 技術力向上などの地元貢献	当該工事を通じた、地域への技術継承や地域の技術力向上等、地元貢献について評価する。 下記の項目について、実施内容及び履行確認方法を具体的に記載すること。 ①当該工事を通じた、地域への技術継承や地域の技術力向上等、地元貢献について 実施内容(その1)及び(その2)について、それぞれ提案は1つに限る。	有効な提案が2つある	10	／10点
		有効な提案が1つある。	5	
		有効な提案がない。	0	

2 施工体制の評価

- (1) 低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者(以下「低入札者」という。)については、入札説明書に定めるところの調査書類及び添付書類の提出並びに事情聴取を実施する。調査書類等については、平成22年12月22日午後4時までに、第3の1の(7)のウの場所へ持参して提出すること。
- (2) 低入札者については、平成22年12月22日午後4時までに事情聴取の日時等を通知する。
- (3) 提出された調査書類等及び事情聴取に基づき、次の評価項目について、評価を行う。
 - ア 品質確保の実効性 工事の品質確保のための適切な体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できると認められるか評価する。
 - イ 施工体制確保の確実性 工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できるか評価する。

【施工体制評価項目】

施工体制評価点(30点) = ①品質確保の実効性(15点) + ②施工体制確保の確実性(15点)

評価細目	評価基準	評価	得点
①品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められ	優	15

	る場合 (すべての調査書類の評価が◎である。)		
	工事の品質確保のための適切な体制がおおむね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 (調査書類の評価に×がない。)	良	5
	その他 (調査書類の評価に1～3個の×がある。)	可	0
	工事の品質確保のための適切な体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 (調査書類の評価に4個以上の×がある。)	不可	失格
②施工体制確保の確実性	工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 (すべての調査書類の評価が◎である。)	優	15
	工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がおおむね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 (調査書類の評価に×がない。)	良	5
	その他 (調査書類の評価に1～3個の×がある。)	可	0
	工事を確実に実施するための施工体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 (調査書類の評価に4個以上の×がある。)	不可	失格

◎…採点の結果、十分に評価できる内容である。

○…採点の結果、おおむね評価できる内容である。

×…採点の結果、評価できる内容とはいえない。

- (4) 低入札者以外の入札参加者については、資料の提出等は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は「優」として配点する。
- (5) 事情聴取に応じない者、調査書類の全部又は一部を提出しない者等は失格とするとともに、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を講ずることがある。

3 総合評価の方法

評価方法については、除算方式を適用する。予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対し、次により算出される評価値をもって総合評価を行う。

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

＝（標準点＋加算点×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）

+施工体制評価点) ÷ 入札価格 (単位: 千万円)

なお、評価値は小数点第4位 (第5位を四捨五入する。) とする。

標準点: 100点

加算点: 1の(3)に定める評価によって与えられる得点を次により加算点に換算する。

なお、加算点は小数点第1位 (第2位を四捨五入する。) とする。

加算点 = (1の(3)の得点の合計) ÷ 250点 × 30点

4 評価内容の担保

請負者の責めにより落札者の決定に反映された技術提案書の履行がなされなかった場合は、次のとおり工事成績評定の減点及び違約金の徴収をするものとする。

(1) 工事成績評定の減点方法

工事成績評定の減点値 = $(A - B) \div A \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{合計加算点}) \times 10\text{点}$

A: 入札時の技術提案の値 B: 施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は、小数点以下四捨五入した値とする。

(2) 違約金の徴収方法

次の式により求められる金額を違約金として請負代金額から減額する。

違約金 = $C - C \times \{ (D + E) \div (D + F) \}$ (1円未満は切捨て)

C: 当初契約金額 D: 標準点=100点 E: 施工後の実施値における合計加算点

F: 当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

なお、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰すことのできない事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行に影響が生じた場合は、現場の状況により必要に応じ、その取扱いを協議して定めるものとする。

第11 落札者の決定方法

- 1 予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、第10の3の総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を、香川県総合評価委員会へ意見聴取した上で、落札者とする。落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2 入札後、落札者の決定までの間において、入札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該入札者は落札者となることできない。

第12 契約の締結

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第13 苦情申立て

- 1 この入札手続に関して、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、香川県政府調達苦情検討委員会 (以下「委員会」という。) に対して苦情を申し立てることができる。ただし、入札参加資格の確認に係る苦情については、第3の2による理由の説明

の後、平成22年12月17日までに、委員会に苦情を申し立てることができる。

2 当該苦情処理の関係上、手続の停止等を行う場合がある。

第14 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

第15 その他

1 入札参加者は、この公告のほか、入札説明書、香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）、香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）、香川県電子入札運用基準等の内容を遵守しなければならない。

2 次に掲げる場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

(1) 提出資料等に虚偽の記載をした場合

(2) 入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合

(3) 落札者が契約を締結しない場合

(4) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合

3 落札者は、入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者から現場に配置する専任の監理（主任）技術者を選任すること。CORINS（財団法人日本建設情報総合センターが管理する工事实績情報システムをいう。）等により配置予定の監理（主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

4 現場に配置する監理（主任）技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合及び以下に示す場合において工事の施工等に支障がないと認められるときを除き、変更を認めない。

(1) 受注者の責めによらない理由により工事の中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(2) 橋りょう、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

(3) ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

上記理由により配置技術者を変更する場合は、第2に掲げる技術者の要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第16 問合せ先

香川県病院局県立病院課 新病院整備グループ

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

電話番号 087-832-3309 FAX番号 087-806-0208

第17 Summary

1 Subject matter of the contract : Construction work of Kagawa Prefectural Central Hospital

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M 12 November 2010

3 Time-limit for tender : 4:00 P.M 14 December 2010

4 Contact point for tender documentation : Prefectural Hospitals Division, Bureau of

Prefectural Hospitals, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu City,
Kagawa Prefecture, Japan 760-8570. TEL 087-832-3309